

東京教務所発第128号
2022年4月1日

寺院・教会 御中

東京教務所長 藤田 哲史

宗門護持金・教区費等の減免申請について（通知）

謹啓 仲春の候、ますますご清祥のことと拝察しお慶び申し上げます。

平素より、宗門興隆に格別のご尽力を賜っておりますこと厚く御礼申し上げます。

このたび、『東京教務所連絡事項』（年度当初に全寺院・教会へ送付）並びに各組巡回にて周知のとおり、東京教区においては「宗門護持金・教区費等減免内規」による減免制度がございます。

つきましては、裏面記載の内規に定める減免対象に該当する寺院・教会におかれましては、下記事項にご留意のうえ、申請いただきますよう通知いたします。

なお、本年度（2021年度）において宗門護持金・教区費等の減免措置がなされている寺院・教会につきましても、次年度（2022年度）御依頼分について、同様に減免を希望される場合には、あらためて申請が必要になりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

○申請に際しての留意事項について

- （1）申請される寺院・教会には、教区指定の申請書を別途送付いたしますので、教務所（担当：西藤、毛利）までご連絡ください。
- （2）申請書には所属組長の意見書（様式不定）を添付いただきます。
- （3）申請期限は2022年5月31日（火）までとなります。

※新年度御依頼の策定に向け、上記期限を過ぎた場合は減免審査ができませんので、期日厳守にてご提出をお願いいたします。

以 上

宗門護持金・教区費等減免内規

(趣旨)

第1条 この内規は、宗門護持金・教区費等の減免（以下「減免」という。）について必要な事項を定める。

(減免対象及び減免率)

第2条 この内規でいう減免対象及び減免率は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 災害により損害を受けた寺院又は教会 最高100%

(2) 住職又は教会主管者が死亡あるいは病気その他の事由により、法務を執行することができず、かつ法務代理執行者を有しない寺院又は教会 一律50%

(減免申請)

第3条 この内規でいう減免を受けようとする寺院または教会は、減免申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

(減免審査)

第4条 減免審査は、教区会参事会が行う。

(減免の効力の発生)

第5条 申請書を提出した寺院または教会の減免の効力は、教務所長が減免を認めた次年度より発生する。

2 減免を認められた寺院または教会が、申請書を提出した当該年度の宗門護持金・教区費を止むを得ず完納できない場合であっても、未納寺院として取り扱わない。

(減免の効力期間)

第6条 減免の効力期間は、原則として1年とし、その都度の申請とする。ただし、宗費賦課金等の減免期間が確定している場合は、その期間を考慮し、別に効力期間を定めることができる。

(再申請)

第7条 減免の効力期間が確定した寺院または教会であって、効力期間が終了しても、減免事由が解消できないと思われるものについては、さらに減免期間の延長を申請することができる。この場合、申請は1年ごとに審査するものとし、効力期間終了の前日までに申請書を提出しなければならない。

附 則

この内規は、教区会参事会及び教区門徒会常任委員会が議決した日（平成9年7月23日）より施行する。

附 則

この内規は、教区会参事会及び教区門徒会常任委員会が議決した日（2000年7月22日）より施行する。

附 則

この内規は、教区会参事会及び教区門徒会常任委員会が議決した日（2002年7月22日）より施行する。